

オンライン（ZOOM）講演会のお知らせ

～明らかな違法運転で人を殺傷しても、
刑罰は驚くほど軽いのはなぜ？～

「交通犯罪の裁判の現状と問題点」

講師 青野 渉さん（弁護士）

日時 2021年4月17日（土）15:20～17:20

お話の内容

1. 交通犯罪に関する統計と法改正
2. 現在の交通犯罪の処罰状況
3. 具体的事例における刑罰の適用
4. 現行法の問題点

交通事故（事故）の刑罰は厳罰化の方向にあるといわれますが、過失運転致死傷罪における加害者の起訴率は約1割、うち実刑率は5%という低さです。危険運転致死傷罪も適用範囲が極端に狭く、被害者と遺族のこうむる損失、苦しみとの乖離は著しいものがあります。なぜ交通事故の刑は軽いのか、死傷者は本当に減っているのか等、気になる問題点を、交通犯罪に詳しい弁護士に伺います。

【講師紹介】北海道札幌市在住。2001年に交通死亡事故裁判に関わって以来、多くの交通裁判で被害者支援にとり組まれています。16年におきた旭川飲酒暴走致死事件では、過失運転致死罪から危険運転致死罪への訴因変更を認めさせ、19年の最高裁決定で確定しました。

主催 クルマ社会を問い直す会 <http://www.toinaosu.org/>

参加費無料 どなたでもご視聴いただけます。

参加（視聴）申し込み方法

下記 E-mail アドレス（青木）に、必要事項（氏名・メールアドレス・電話番号・会員か非会員か・所属団体、職業等）を記載してお送りください。後日、ご案内メールと資料をお送りいたします。

【申し込み・問い合わせ先】

E-mail : osakahorai551@yahoo.co.jp（クルマ社会を問い直す会共同代表 青木 勝）

* 東京・品川区立総合区民会館「きゅりあん」第4講習室での視聴も可能です。

大井町駅（JR 京浜東北線・東急大井町線・りんかい線）徒歩2分

* 講演後、17:40～19:10 参加自由のオンライン交流会を開催いたします。（要申込）